

## 広島県告示第五十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾川尻港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年十一月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所呉支所において縦覧に供する。

令和五年八月三十一日

川尻港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 地方港湾川尻港放置等禁止区域

#### 1 岩戸自治会館地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市川尻町の国土地理院三等三角点「猫瀬」（北緯三四度二分四八秒四〇

二二、東経一三二度四分五五秒五〇五九、標高九七・九四メートル）

基点一 基準点から二〇度三一分四七秒の方向六九七・〇八メートルの点

基点二 基点一から一四九度二七分二八秒の方向三八・〇六メートルの点

#### 2 川尻町共同食品工業（株）横地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市川尻町の国土地理院四等三角点「柏島」（北緯三四度一分二秒一四

七八、東経一三二度四分五一秒四六八八、標高一三四・七一メートル）

基点一 基準点から二八九度〇五分二秒の方向九八三・七三メートルの点

基点二 基点一から二四一度二八分三〇秒の方向二〇七・八〇メートルの点

#### 3 川尻町シーサイド公園地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 呉市川尻町の国土地理院四等三角点「柏島」（北緯三四度一分二秒一四

七八、東経一三二度四分五一秒四六八八、標高一三四・七一メートル）

基点一 基準点から三二九度四五分五六秒の方向一、〇〇四・〇三メートルの点

#### 4 川尻港一地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び基点八から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市川尻町の国土地理院四等三角点「龍王山」(北緯三四度一分四分〇〇秒〇九二三、東経一三二度四分五二秒二九五八、標高一九六・四六メートル)

基点一 基準点から九四度四分〇五秒の方向一、三四三・〇四メートルの点

基点二 基点一から三七度四分三一秒の方向一九・〇九メートルの点

基点三 基点二から六三度〇八分一四秒の方向一〇二・一七メートルの点

基点四 基点三から三三七度一六分二三秒の方向四五・七〇メートルの点

基点五 基点四から九度二分四〇秒の方向一一三・八五メートルの点

基点六 基点五から三七度〇三分二一秒の方向二四・七〇メートルの点

基点七 基点六から三一五度〇一分三秒の方向一三〇・三九メートルの点

基点八 基点七から二二四度三一分〇一秒の方向一三・七八メートルの点

#### 5 川尻港二地区

##### (一) 区域の範囲

基点一から基点一一までの各点を順次結んだ線及び基点一一から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

##### (二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 呉市川尻町の国土地理院三等三角点「向山」(北緯三四度一分四分三六秒一六七二、東経一三二度四分二七秒六五九八、標高一六〇・一八メートル)

基点一 基準点から二二〇度四分一四秒の方向一、三九五・一五メートルの点

基点二 基点一から一三三度三分五八秒の方向五七・四七メートルの点

基点三 基点二から一〇六度四分九分一秒の方向二六・四四メートルの点

基点四 基点三から八三度三九分四九秒の方向三二・九〇メートルの点

基点五 基点四から一八〇度一分四七秒の方向五一・三三メートルの点

基点六 基点五から六六度四分四七秒の方向四九・三九メートルの点

基点七 基点六から二三度〇五分三六秒の方向四〇・九三メートルの点

基点八 基点七から二九度二分〇五秒の方向七八・六〇メートルの点

基点九 基点八から一五度一分〇五秒の方向二五・九九メートルの点

基点一〇 基点九から三四度二分二〇秒の方向二九・七二メートルの点

基点一一 基点一〇から三二一度五三分〇二秒の方向四五・九三メートルの点

#### 6 川尻港三地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点五から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

基準点 吳市川尻町の国土地理院三等三角点「向山」(北緯三四度四分三六秒一六

七二、東経一三二度四分二七秒六五九八、標高一六〇・一八メートル)

基点一 基準点から二一八度三七分一七秒の方向一、一一七・四八メートルの点

基点二 基点一から一二三度四分三三秒の方向三九・四六メートルの点

基点三 基点二から四九度〇四分三五秒の方向六六・五八メートルの点

基点四 基点三から三七度五九分〇四秒の方向三二・二四メートルの点

基点五 基点四から二七度一六分〇七秒の方向一一八・六五メートルの点

二 地方港湾川尻港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物